

個人情報保護についての総会決議

「個人情報保護法」は個人の権利と利益を保護することを目的に制定されています。

平成27年9月3日、「個人情報保護法」の改正案が成立しました。自治会でも個人情報の適法・適正な取扱いが求められることとなります。

よって、具体的な管理方法を示す「個人情報取扱方法」を作成し、個人情報を保護していくことを決議します。

道塚自治会 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱いの方法は総会資料、又は自治会掲示板及び回覧で周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、「入会申込書」等により同意を得て会長に提出された個人が特定される事項とする。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。

- 2 前項の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。但し、会員名簿としてすでに会員に配布してあるものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) 自治会員名簿作成及び地図の作成
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は会長又は会長が指定する役員立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三社提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。但し、次に掲げるものは除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

※第8条は、「個人情報の保護に関する法律」第23条に規定されています。